

TPP協定交渉の 概括的現状

(抜粋)

平成23年10月

内閣官房説明資料

(※本資料は、我が国関係省庁がTPP協定交渉参加国との協議を通じて、これまでに収集した情報をもとに作成したものです。)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の概要

TPPの基本的考え方

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯一交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

交渉日程及び目標

交渉日程

2010年 3月 第1回会合(於:豪州)

P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国
(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペ
ルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

6月 第2回会合(於:米国)

10月 第3回会合(於:ブルネイ)

マレーシアが新規参加

12月 第4回会合(於:NZ)【補足1】

2011年 2月 第5回会合(於:チリ)【補足2】

3月 第6回会合(於:シンガポール)【補足3】

6月 第7回会合(於:ベトナム)【補足4】

9月 第8回会合(於:米国)【補足5】

(以下、予定)

10月19~28日 第9回会合(於:ペルー)

2012年 最低5回の会合が必要であるとされている。

目標

2010年11月

TPP協定交渉参加国首脳会合
(於:横浜APEC首脳会議)

「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉
妥結を目指す」ことで一致。



2011年5月

TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明
(於:米国モンタナAPEC貿易大臣会合)

「11月にTPP協定の大まかな輪郭を固めるとの目
標を表明した。」



2011年11月12~13日

APEC首脳会議(於:ハワイ・ホノルル)

交渉の分野及び内容

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)、「物品市場アクセス」(織維・衣料品)、「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、織維・衣料品、工業)	(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品（=締約国で生産された product）」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気につかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要的障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済(セーフガード等) ある产品的の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該商品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。	(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関する、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(8) 知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス (11) 商用関係者の移動 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13) 電気通信サービス 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。
(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

最近の交渉の状況

■1. いわゆる24分野の交渉状況

- 第8回交渉会合(2011年9月、於シカゴ)では、ほとんどの分野で協定の条文案をベースに議論が行われた。

(1) 大きく前進している分野

技術的事項を扱っている「貿易円滑化」(例えば、税関手続等)や、WTO上の権利義務の再確認を基本として手続面での透明性向上等に主眼が置かれている「TBT(貿易の技術的障害)」、公平な競争を促すルールの方向性・範囲が概ね一致している「電気通信サービス」の分野は、第8回交渉会合において交渉の妥結に向けて前進がみられた。

(2) 前進しているが活発な議論が継続している分野

「物品の貿易」(「原産地規則」を含む)、「サービス貿易」、「政府調達」、「知的財産」、「投資」、さらには条文案の提案が終わっていない「競争政策」や「労働」といった分野では、11月のAPEC首脳会議後も交渉は継続すると見られている。

(3) その性質ゆえ進展していない分野

「物品の貿易」と関連する「貿易救済」や、他の章の内容が確定してからまとめられる「制度的事項」及び「紛争解決手続」等についても、議論はあまり進展していない。

■2. 物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)交渉

(1) 原則的目標

高い水準での自由化を目指しており、センシティブ品目については、「除外」(特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと)や、「再協議」(特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること)は原則として認めず、「長期間の段階的関税撤廃」というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。

(2) 実態

各国の状況によって個別の対応を考える必要性を認めるとの考え方の国もあり、コンセンサスには至っていない模様。

(※参考) 通常の貿易交渉と同様に、2011年1月より、各国が品目ごとに、自国の関税撤廃・削減の提案(オファー)と、他の交渉参加国に対する関税撤廃・削減の要求(リクエスト)を交換した上で交渉を行っている。